

日本フライングディスク協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

<https://www.jfda.or.jp/2021/02/15/governancecode-selfexplanation/>

※審査項目通し番号の欄が青色で着色されている項目は対応が完了しているものである。

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	『一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024』という中長期基本計画を策定しており、当協会HPにて公表している。 計画策定に当たっては、理事会にて審議を行うとともに、会員を対象とした意見募集（パブリックコメント）を行い、役職員のみならず、会員からも幅広く意見を募っている。 中長期基本計画に関する意見募集 URL: https://www.jfda.or.jp/2020/04/22/master-plan-public-comment/ 「一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画」に関するご意見への回答 URL: https://www.jfda.or.jp/web/wp/wp-content/uploads/2020/05/masterplan-publiccomment-answer.pdf	GCSE2020-0011 『一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024』
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期基本計画は、「事業計画」・「人材計画」・「財務計画」の3つの計画を総合した計画となっており、このうち、「人材計画」が組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画に該当する。	GCSE2020-0011 『一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	中長期基本計画は、「事業計画」・「人材計画」・「財務計画」の3つの計画を総合した計画となっており、このうち、「財務計画」が財務の健全性確保に関する計画に該当する。	GCSE2020-0011 『一般社団法人日本フライングディスク協会中長期基本計画2020-2024』
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で外部理事及び女性理事の目標割合について検討中である。現在の役員の改選が令和3年5月に予定されているが、それまでに十分な検討を行うことは困難であると想定されることから、 令和5年の役員改選までに検討を完了 させるものとする。 なお、外部理事の割合については、令和3年2月末時点で14名中9名（約64%）となっており、25%以上を達成している。	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は評議員会を設置していないため、本項目は遵守及び自己説明の対象外である。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会は設置しているが、1年に数回しか会合を持っておらず、組織運営に対する意見の収集、フィードバック機能を十分に果たしていない。アスリート委員会の機能強化策について、 令和3年度を目処に検討を開始 するものとする。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で理事会の規模について検討中である。現在の役員の改選が令和3年5月に予定されているが、それまでに十分な検討を行うことは困難であると想定されることから、 令和5年の役員改選までに検討を完了 させるものとする。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で理事の就任時の年齢制限について検討中である。現在の役員の改選が令和3年5月に予定されているが、それまでに十分な検討を行うことは困難であると想定されることから、 令和5年の役員改選までに検討を完了 させるものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で理事の再任回数の上限について検討中である。現在の役員改選が令和3年5月に予定されているが、それまでに十分な検討を行うことは困難であると想定されることから、 令和5年の役員改選までに検討を完了 させるものとする。	
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員等の体制を含めた組織改革の実施途中であり、その過程で役員候補者選考委員会の設置について検討中である。現在の役員改選が令和3年5月に予定されているが、それまでに十分な検討を行うことは困難であると想定されることから、 令和5年の役員改選までに 検討を完了させるものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員 が適用対象となる法令を遵守するた めに必要な規程を整備すること	どのような規程が必要であるかにつ いての検討から開始し、不足するも のがあれば整備するものとする。 どのような規程が必要であるかにつ いての検討は、 令和4年度末までに完了 させるものとする。	
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一 般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる規程 は整備されている。	GCSE2020-0121 『一般社団法人日本フライング ディスク協会規程一覧』
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備し ているか	法人の業務に関して必要となる規程 は整備されている。	GCSE2020-0121 『一般社団法人日本フライング ディスク協会規程一覧』
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	役員報酬に関する規程は整備されて いるが、職員の報酬に関する規程 は整備されておらず、個別に決定 している。 令和4年度末までに整備 するものとする。	GCSE2020-0121 『一般社団法人日本フライング ディスク協会規程一覧』
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	法人の財産に関する規程は整備され ていない。 令和4年度末までに整備 するものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整 備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、『運営資金積立金管理規程』を整備している。	GCSE2020-0161 『運営資金積立金管理規程』
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に 関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程及び選手の権利保護に関する規程は整備 されていない。種目ごとにどのような選考基準が必要であるかなどについて、 令和3年 度を目途に検討を開始 するものとする。	
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	競技特性上、審判員は存在しないが、「アルティメット」の種目においては、審判員と 近い役割を持つ「ゲームアドバイザー」が存在する。ゲームアドバイザーの選考に関 する規程として、『日本フライングディスク協会公認ゲームアドバイザー資格に係る規 程』が整備されている。	GCSE2020-0181 『日本フライングディスク協会公 認ゲームアドバイザー資格に係る 規程』
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家 に日常的に相談や問い合わせをできる 体制を確認すること	弁護士と顧問弁護士契約を締結している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	令和2年4月よりコンプライアンス委員会を設置している。	GCSE2020-0201 『専門委員会設置規程』
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置するには至っていない。本項目については、 財政状況が改善され次第検討を開始 するものとし、当面の間は顧問弁護士や弁護士資格を持つ監事との連携により対処する。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現状、日本スポーツ協会をはじめとする上位団体が主催する教育プログラムに役職員を派遣するに留まっている。どのような教育プログラムが有効であるかなどについて、 令和3年度を目途に検討を開始 するものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	現状、アンチドーピングに関する教育プログラムに選手や指導者を派遣するに留まっている。どのような教育プログラムが有効であるかなどについて、 令和4年度を目途に検討を開始 するものとする。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	どのような教育プログラムがゲームアドバイザーに対して有効であるかなどについて、 令和4年度を目途に検討を開始 するものとする。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	現状、法律の専門家（顧問弁護士あるいは弁護士資格を持つ監事）からのサポートを受けることができる体制は構築されているが、税務、会計等の専門家のサポート体制は未構築となっている。候補者に関する検討は進んでいるため、 令和2年度未まで体制を構築 するものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	現状、財務・経理の処理方法をルールとして確立することができていない。制度設計に関する検討は進んでいるため、 令和2年度末までに検討を完了 させるものとする。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	現状、競技会等開催地の自治体からの補助金、公益財団法人日本レクリエーション協会からの補助金、toto助成金を利用している。いずれも適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に基づき、事業年度ごとに貸借対照表、一般正味財産増減書及び明細書を作成し、当協会ホームページ上にて開示している。 定款・規程・業務・財務 URL: https://www.jfda.or.jp/about/report/	GCSE2020-0281 『2017年度事業報告書・収支決算書』 GCSE2020-0282 『2018年度事業報告書・収支決算書』 GCSE2020-0283 『2019年度事業報告書・収支決算書』

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程及び選手の権利保護に関する規程は整備されていない。種目ごとにどのような選考基準が必要であるかなどについて、 令和3年度を目途に検討を開始 するものとする。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守に関する取組みの実施について、「協会ガバナンス強化プロジェクト」と題し、その実施状況を当協会ホームページ上で公表している。 協会ガバナンス強化プロジェクト URL: https://www.jfda.or.jp/governance-enhancement/	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	現状、利益相反を適切に管理する仕組みは確立されていない。どのような仕組みが有効であるかなどについて、 令和5年度を目途に検討を開始 するものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	現状、利益相反ポリシーは整備されていない。具体的な内容について、 令和5年度を目途に検討を開始 するものとする。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現状、通報制度に関する規程に関する検討は進んでいるが、制度の運用体制、対応フローが未検討となっている。規程の整備を含めた制度設計について、 令和3年度中に検討を完了 させるものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現状、通報制度の運用体制案に上がっている有識者は弁護士のみとなっている。本項目については、 財政状況が改善され次第検討を開始 するものとし、当面の間は顧問弁護士や弁護士資格を持つ監事との連携により対処する。	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	現在、懲罰規程の改正を進めており、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を明確に定めることを予定している。本項目については、 令和3年度中に検討を完了 させるものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在、懲罰規程の改正を進めており、懲罰審査会を招集して処分内容の決定を行うこと、処分内容の決定に際して法律に詳しい外部の専門家の意見を仰ぐことを定めることを予定している。本項目については、 令和3年度中に検討を完了 させるものとする。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁の利用に関する自動応諾条項は、定款細則第16条にて定められている。	GCSE2020-0371 『一般社団法人日本フライングディスク協会定款細則』
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する仕組みは構築されていない。 令和3年度に予定されている懲罰規程の改正に合わせて本項目に関する記載を追加 する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制を 構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前 に構築し、危機管理マニュアルを策定 すること	危機管理体制の構築は行われていない。また、危機管理マニュアルも策定されてい ない。本項目については、 令和5年度を目処に検討を開始 するものとする。	
40	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制を 構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調 査、原因究明、責任者の処分及び再発 防止策の提言について検討するための 調査体制を速やかに構築すること（※ 審査書類提出時から過去4年以内に不祥 事が発生した場合のみ審査を実施）	不祥事対応体制の構築に関する明確なルールは存在しない。本項目については、 令和5 年度を目処に検討を開始 するものとする。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理 及び不祥事対応体制を 構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること（※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施）	不祥事対応体制の構築に関する明確なルールは存在しない。本項目については、 令和5年度を目処に検討を開始 するものとする。	
42	[原則13] 地方組織 等に対するガバナンス の確保、コンプライア ンスの強化等に係る指 導、助言及び支援を行 うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織に関連する規程は整備されており、業務執行について指導、助言、支援は行っているが、権限関係の明確化は行われていない。本項目については、 令和5年度を目処に検討を開始 するものとする。	
43	[原則13] 地方組織 等に対するガバナンス の確保、コンプライア ンスの強化等に係る指 導、助言及び支援を行 うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現状、年に1度、都道府県協会連絡会議（FDPAC会議）を開催し、地方組織への情報提供等を実施しているが、コンプライアンス等に関する研修会は実施していない。 令和3年度以降に開催されるFDPAC会議に研修会機能を付加 する方向で検討を進める。	